

一般廃棄物処理基本計画

「資源循環型社会への挑戦～未来へ残す美しいふるさと～」

湯浅町

令和3年4月策定

令和8年4月改訂

目次

第1編 基本的事項.....	1
第1章 計画見直しにあたって.....	1
1. 計画見直しの背景と趣旨.....	1
2. 前提の条件.....	2
3. 計画目標年度.....	2
4. 計画の位置づけ.....	2
第2章 計画の基本フレーム.....	4
1. 地域の概要.....	4
2. 一般廃棄物処理の基本理念.....	6
3. 基本フレーム.....	7
4. 一般廃棄物処理体系の将来像.....	9
第2編 ごみ処理基本計画.....	10
第1章 ごみ処理の現状と課題.....	10
1. ごみ問題について.....	10
2. ごみ処理の現状.....	11
3. 収集・運搬の現状.....	15

4. ごみ処理施設の概要.....	16
5. 現状の評価.....	17
6. 課題と目標.....	17
第2章 ごみ処理基本計画.....	20
1. 基本方針.....	20
2. 基本的事項.....	21
3. 収集・運搬計画.....	26
4. 中間処理計画.....	27
5. 最終処分計画.....	28
第3章 その他.....	29
1. 適正処理困難物.....	29
2. 災害廃棄物.....	30
3. 不法投棄防止対策.....	30
第3編 生活排水処理基本計画.....	31
第1章 生活排水の現状と課題.....	31
1. 生活排水問題について.....	31
2. 生活排水処理の現状.....	32

3. 生活排水処理の課題と目標	38
第2章 生活排水処理基本計画.....	40
1. 基本方針	40
2. 基本的事項.....	40
3. 事業計画	41
4. し尿処理基本計画.....	41

第1編 基本的事項

第1章 計画見直しにあたって

1. 計画見直しの背景と趣旨

湯浅町一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は令和3年4月に策定し、3R（「リデュース」（ごみが減るようにする）・「リユース」（繰り返し使ってごみを減らす）・「リサイクル」（再生利用する））＋4R（「リフューズ」（ごみの発生を断る）・「リペア」（修理して再利用）・「リフォーム」（改良して再び使えるようにする）・「リバイ」（再利用できるものを購入する））を意識することで環境にやさしい資源循環型社会の形成を目指してきました。

策定してから現在に至るまで、多くの環境問題が取り上げられるようになり、特にSDGs（Sustainable Development Goals）や、カーボンニュートラルが世界的に注目されています。

SDGsとは、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標」です。「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する」ことを目指した、2030年を達成期限とする17のゴール、169のターゲット、および、その進展を評価するための指針を持つ包括的な目標のことで、17のゴールの内、「6. 安全な水とトイレを世界中に」や、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「12. つくる責任つかう責任」は一般廃棄物処理にも直結し、本圏域においてもそれらを意識することで、循環型社会の形成に努めていきます。

また、カーボンニュートラルとは、「世界的な平均気温上昇を工業化以前に比べて2℃より十分低く保つとともに（2℃目標）、1.5℃に抑える努力を追求すること（1.5℃目標）」や、「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること」等の地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けた、世界共通の長期目標のことで、日本では2020年10月に、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を、全体としてゼロにすることを宣言しました。温室効果ガスは、一般廃棄物処理の過程でも発生するので、環境に配慮して、抑制することを意識しながら適正に処理を目指します。

また、資源循環型社会の形成に向けて、平成11年当時、国の「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」により、固形燃料（RDF）化施設を建設しましたが、製造施設の維持管理費用の増大、RDF製造過程における度重なる火災の発生や、安全対策に要する費用の増大を原因に、平成18年5月から施設を休止しています。現在は、民間業者に委託してごみ処理を行い、資源循環型社会の形成を目指しています。

これまで意識していたことに加えて、世界的な環境目標を本町でも意識することで、より広い範囲での資源循環型社会の形成に向け、本計画を見直します。

2. 前提の条件

(1) 計画対象区域

本計画の対象区域は、湯浅町の全域とします。

(2) 計画対象廃棄物

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法とします。）」に基づく一般廃棄物（ごみ・し尿）を計画対象とします。

3. 計画目標年度

本計画は、計画目標年度を令和12年度として、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とします。また、令和7年度現在において、本町の人口や、一般廃棄物の処理量、それらの将来推計、及び目標年度に向けた現状の評価を行うにあたり、見直しを行います。

表1 計画期間について

・ 計画期間	:	令和3年度～令和12年度
・ 計画目標年度	:	見直し年度 令和7年度
		目標年度 令和12年度

4. 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理法」等に基づき策定するとともに、上位計画である「湯浅町長期総合計画」に定められている一般廃棄物の処理等に関する基本的な事項を具体化させるための施策を示すものであり、本町の一般廃棄物処理に関する最上位計画となるものです。

また、本計画の実施に必要な事業を年度毎にまとめた「一般廃棄物処理実施計画」を策定します。

加えて、関連計画として「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」とも整合性を図り、本計画を策定することとします。

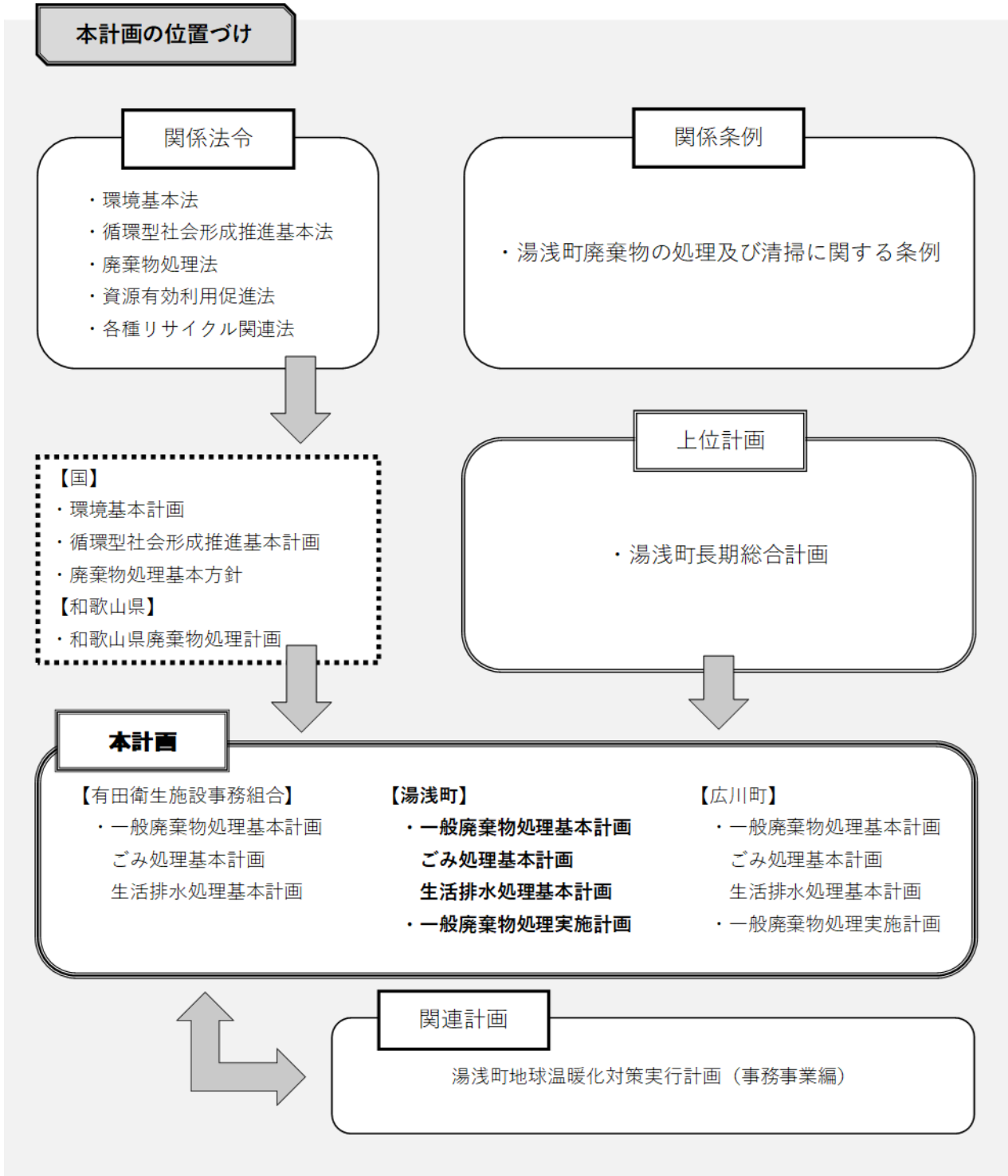


図1 計画の位置づけ

第2章 計画の基本フレーム

1. 地域の概要

本町は、和歌山県の北部、有田郡の西に位置し、西は紀伊水道に面した湯浅湾を望み、北は有田市、東は有田川町、南は広川町と接しています。総面積は20.79km²で東西6.5km、南北3.5kmと東西に細長くなっています。また、JR湯浅駅と湯浅広港の間に中心市街地が形成され、南東に山々が広がっています。

産業としては、柑橘類の栽培が盛んであり、特に「有田みかん」の産地となっています。醤油発祥の地としても知られ、湯浅醤油、金山寺味噌が有名です。

また、本町の南を流れる広川では、季節の風物詩としてシロウオ漁が有名であり、湯浅湾では、シラスに代表される船曳網漁業が発達しています。



図2 本町の所在地図 (参考：和歌山県ホームページより)

表2 計画区域の概要

項目	単位	湯浅町
面積	ha	2,079
森林	〃	906
田・畑	〃	696
宅地	〃	205
水面・河川	〃	29
道路	〃	104
その他	〃	139
人口（令和7年4月1日）	人	10,649
男	〃	4,992
女	〃	5,657
世帯数	世帯	5,224
人口密度	人/km ²	512

※住民生活課調べ

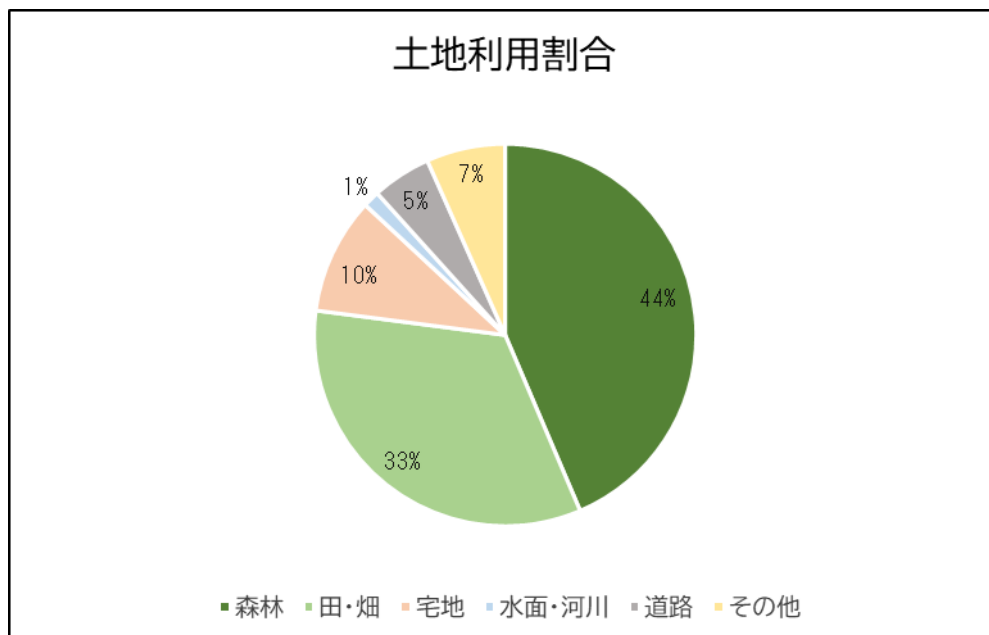


図3 土地利用割合

2. 一般廃棄物処理の基本理念

基本理念について

現代の廃棄物処理において最も重要なポイントは、資源循環型社会の形成であると言われています。廃棄物の排出を少しでも抑え、発生した廃棄物を再資源化することによって、環境に優しい資源循環型社会が形成できると考えられています。行政・住民・事業者が協力し、地域環境の保全及び向上に努めることや、どのようにして減量・再資源化を行うか検討し、実行することが大切であると考えます。

また、未来を生きる子どもたちの環境問題への意識を育むことで“美しいふるさと”を残すことができ、より環境に優しい地域社会を形成することができるのではないのでしょうか。

従って、本計画の基本理念は次のとおりとします。

基本理念

「資源循環型社会への挑戦～未来へ残す美しいふるさと～」

※基本理念について、ごみの収集及び処理は湯浅町単体でなく広域的（広川町、有田衛生施設事務組合）に実施しているため、広川町及び有田衛生施設事務組合と同様としています。



3. 基本フレーム

将来人口

本町の将来人口は、緩やかな減少傾向にあります。

表3 本計画の将来人口

		湯浅町	
		目標推計	現状推計
実績	平成30年度	12,216	
	令和元年度	12,021	
	令和2年度	11,801	
	令和3年度	11,572	
	令和4年度	11,313	
	令和5年度	11,105	
	令和6年度	10,871	
	令和7年度	10,649	
将来	令和8年度	10,464	10,370
	令和9年度	10,279	10,090
	令和10年度	10,094	9,811
	令和11年度	9,909	9,531
	令和12年度	9,724	9,252

※目標推計とは本町の人口ビジョンにおいて、人口の減少を抑えるために様々な施策等を要した場合の目標的な将来人口のこと。

※現状推計とは本町の人口ビジョンにおいて、国立社会保障・人口問題研究所が算出した、施策等により人口減少を抑えられなかった場合の将来人口のこと。

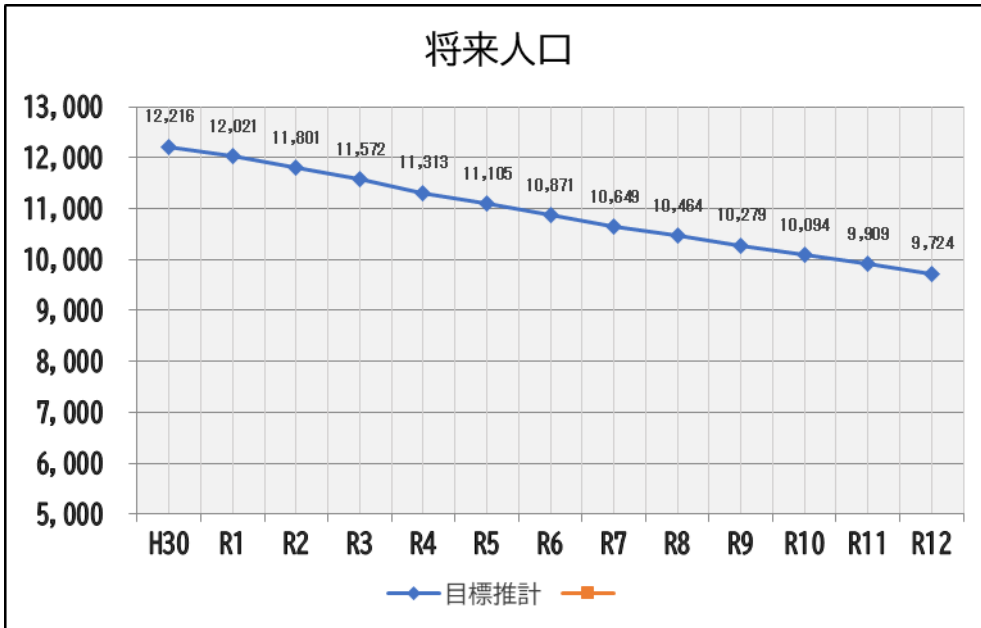


図4 将来人口グラフ

※推移人口：湯浅町人口ビジョン（第3期湯浅町まち・ひと・しごと創生総合戦略）を参考に算出。

※平成30年度から令和7年度実績は、各年度の4月1日現在の人口及び外国人を含む人口とする。

4. 一般廃棄物処理体系の将来像

ごみやし尿は、有効に処理することにより、極力再資源化を図ります。

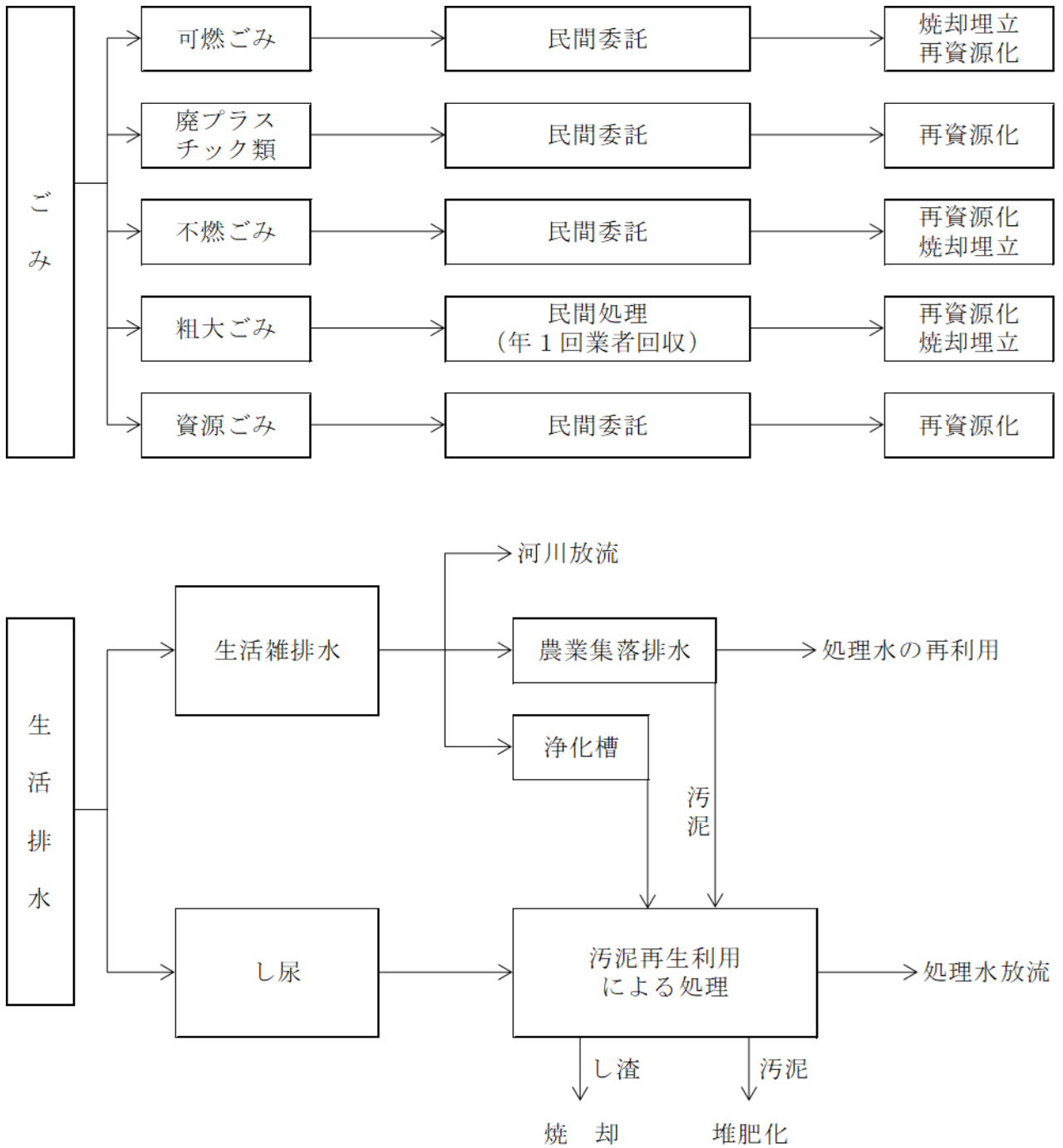


図5 一般廃棄物処理体系の将来像

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ問題について

「第1編 基本的事項」でも取り上げたように、世界的な環境問題への取り組みとして、SDGsが注目されており、達成すべき17の目標のなかでも、「11. 住み続けられるまちづくりを」「12. つくる責任つかう責任」「14. 海の豊かさを守ろう」「15. 陸の豊かさを守ろう」などはごみ処理に関連しています。

例えば、家庭内において食料品を購入したとき、ほとんどの食料品にはナイロンやビニール、プラスチックなどでできた包装容器が使用されています。それらの包装容器を正しく分別することで、ごみを資源に変えることができ、環境汚染を軽減することができます。環境汚染を軽減することは、海や山の豊かさを守ることに繋がり、自分たちで住み続けられるまちづくりに繋がります。また、分別することは「つかう責任」であり、食料品は、食べ残さないことを基本に、食品ロスの防止等を各家庭で意識し、行政においては生ごみ処理機の導入を補助することで、生ごみも資源に変えられるよう環境保全に向けた取り組みを行っています。

他にも、本町は、漁業が盛んに行われています。夏季になると海水浴やマリンスポーツを行う観光客が増加することから、海開きの前には、住民と行政が一緒になってふるさとの海を美しく保てるよう清掃活動を行います。また、本町には世界遺産である熊野古道があり、和歌山県のプロジェクトとして「紀州路クリーン大作戦」が行われます。地域住民も参加できる清掃イベントを実施することで、不法に投棄されたごみを集め、より直接的に自然環境の保全に努めます。

本町においては、全国や和歌山県の平均に比べて、リサイクル率が高いことや、1人1日あたりのごみ排出量が少ないことから、住民の環境意識が高いことがうかがえます。きれいなふるさとを次の世代に残していくためにも、引き続き循環型社会の形成推進を目指していきます。


本計画は、本町におけるごみ処理の現状を整理し、課題と目標に向けた取り組みをまとめるものです。



2. ごみ処理の現状

(1) 各町の分別方法について

本町の分別方法については次のとおりです。



ごみ分別早わかり表

令和3年改訂
お問い合わせ
湯浅町住民生活課 環境係
0737-64-1102(直通)
0737-63-2525(内線126)

区分	ごみの種類	お願い	収集日	地区
◆もえるごみ	生ごみ	<p>指定袋回収</p> <p>生ごみは水気を十分に切って出してください。</p> <p>新聞、雑誌、雑紙類は資源ごみとして出してください。</p> <p>ふとん類は指定袋に入れて出してください。</p> <p>短く切り、指定袋に入るように出してください。</p>	毎週 月・木曜日	湯、なぎ、新屋敷、浜町、浜通り、中町、かじや町、中川原、島之内、北町、通町、駅前通り、橋原、田、御蔵町から大宮通神田福物店まで
	紙類			
	ふとん類			
	木類 剪定樹木		毎週 火・金曜日	大宮通、北道、西南道、東南道、野下、出水、本町、南栄、中之島、国道筋、北栄、宮西、横浜、青木、別所、東大宮、山田、吉川、横田、万津戸
◆もえるごみ・プラスチック	プラスチック類	<p>指定袋回収</p> <p>弁当箱、容器類の中身は使い切り水洗いし出して出してください。汚れたものは洗って乾かしてください。</p> <p>ナイロン、プラスチックひもは1m程度に切ってください。</p> <p>◆ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 金置を取り外せないものはもえないごみとして出してください。 ペットボトルは資源ごみとして出してください。 	毎週月曜日	◆もえるごみの減量にご協力ください。
	ダンボール	畳んでガムテープやひもでしばって出してください。	毎週火曜日	
	本・牛乳パック・雑誌・シュレダークーミ・チラシ	スーパーの袋などの透明な袋に入れるかガムテープやひもでしばって出してください。	毎週水曜日	
	古着	スーパーの袋などの透明な袋に入れるかひもでしばって出してください。	毎週木曜日	
	ペットボトル	必ず中を水洗いし、スーパーの袋などの透明な袋に入れてしっかり口をしばって出してください。	毎週金曜日	
	新聞	スーパーの袋などの透明な袋に入れるかガムテープやひもでしばって出してください。	毎月 第1・3・5 水曜日	
	青コンテナ回収	<p>中身はすべて水洗いし出して出してください。</p> <p>スプレー缶は必ず中身をすべて使い切り、キャップを外して出してください。</p> <p>◆ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> アルミ缶はなるべく各回収団体に引き渡してください。 	毎月 第2・4 水曜日	
	金属、金属を取り外せないもの	透明の袋に入れて、青コンテナの横に出す	町内全地区	
	ゴム、皮革類その他	<p>刃物は紙などに鋭重に包んでください。</p> <p>タイヤは必ず鋭い切っけから出してください。</p> <p>台所用電気器具、新形風呂、ドライヤー等器具類、電子機器など</p>		
	小型家電 小型電気製品	<p>電池ボックスは電池ボックスに出してください。ボックスのないところは青コンテナの横に入れて出してください。</p>		
乾電池	電池ボックス回収			
空きビン	黄色コンテナ回収	<p>割れたものは散らばらないように出してください。</p> <p>◆ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 酒ビン、ビールビンは販売店に引き渡してください。 		
ガラス類				
陶器類				
町で回収できないごみ(処理困難物)	家電リサイクル法対象品目	<p>家電リサイクル法対象品目</p> <p>エアコン(室内機含む)、テレビ(液晶・プラズマ式含む)、冷蔵庫・洗濯機、家庭用炊飯炊飯機</p> <p>家電リサイクル法に基づき、購入されたお店または買い替えをするお店に引き取ってもらうってください。</p> <p>PCリサイクルマークのついていないパソコンはメーカーで引き取ってもらうってください。</p>	<p>収集時間について</p> <p>通常 7:00までに 出して出してください。</p> <p>夏期(6月中旬から9月中旬) 6:00までに 出して出してください。</p> <p>※夏期の期間については、広報ゆあさでお知らせします。</p>	
	粗大ごみ、建設廃材、適正処理困難物、危険物など	<p>年1回無料で粗大ごみの集団回収を行います。広報紙ゆあさ等で掲載しますのでご利用ください。廃棄物の処理業者へ依頼する等、適正に処理してください。</p>		
	ペットの糞、尿を含んだ砂	<p>自家処理する等自己の責任において適正に処理してください。</p>		
	机、たんす、イス、カーペット、じゅうたんなど	<p>金属、ガラス類、漆等の異物は必ず取り除いてください。一枚の箱にしていただくこととさせていただきます。※役場住民生活課へ電話でお問い合わせください。</p>		
事業活動に伴って生じたごみ	<p>産業廃棄物(事業活動に伴って生じた燃えがら、汚泥、電池、廃液等法律で定められた20種類の産業廃棄物)</p> <p>産業廃棄物処理業者へ依頼する等自己の責任において適正に処理してください。</p> <p>もえるごみは、町の分別方法を守り、リユースなどへ直接搬入してください。</p>			




図6 湯浅町ごみ分別早わかり表

(2) ごみ総排出量の推移

※データにつきましては、「和歌山県の一般廃棄物（平成30年度～令和4年度（最新）」を使用しています。

本町のごみ総排出量の推移について、平成30年度が合計3,547tと最も多く、それ以降は緩やかな減少傾向にあります。家庭系ごみ及び集団回収ごみは年々減少していますが、事業系ごみは増減があります。

1人1日平均排出量の推移については、各年度とも全国平均と和歌山県平均に比べ、大きく下回っています。

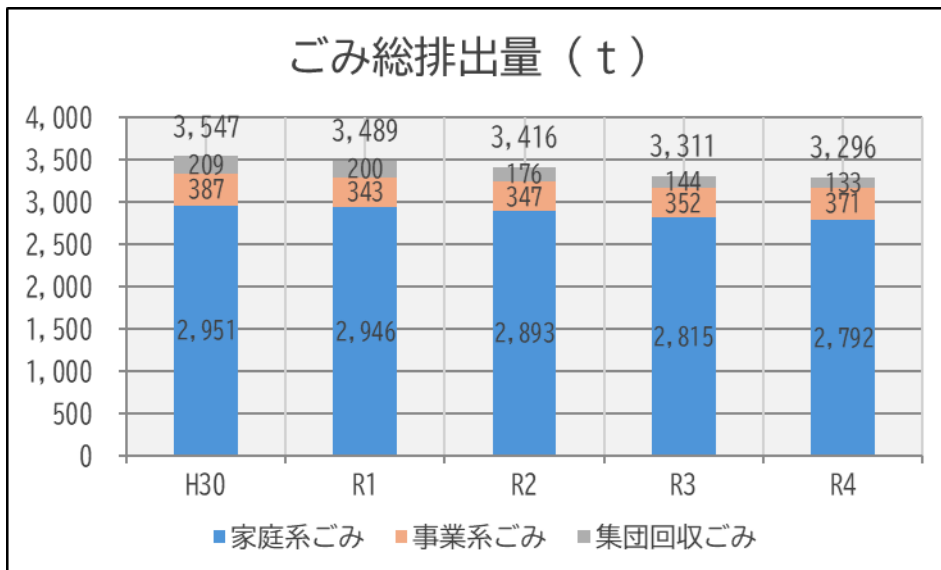


図7 ごみ総排出量

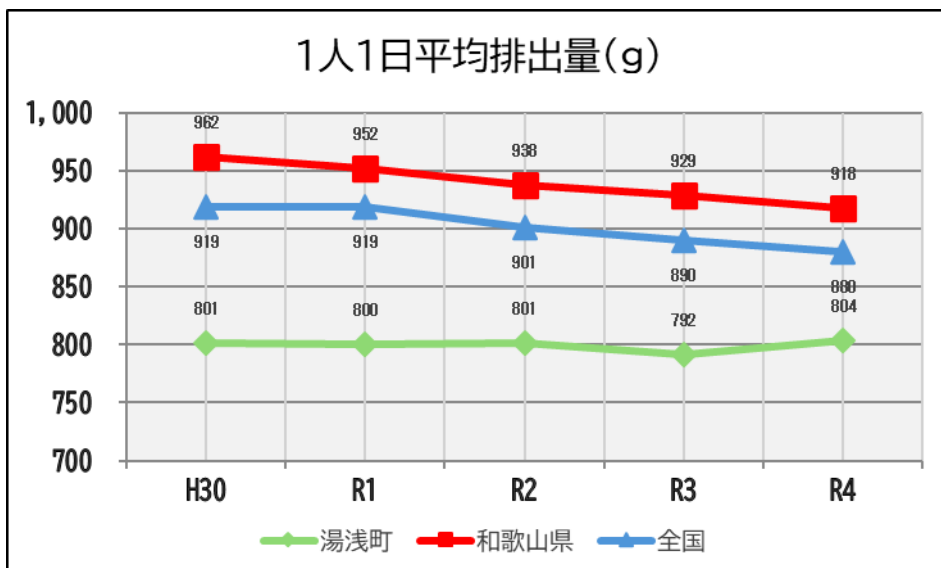


図8 1人1日平均排出量

(3) ごみの減量・再資源化の実績

※データにつきましては、「和歌山県の一般廃棄物（平成30年度～令和4年度実績（最新）」を使用しています。

本町における集団回収も含めた総資源化量は、減少傾向にあります。平成30年度が1,037tと最も多く、翌年から1,000tを下回り、令和4年度では834tとなっています。

また、リサイクル率は全国、和歌山県の割合と比べると各年度とも高い割合になっていますが、総資源化量の減少に伴って、年々減少しています。

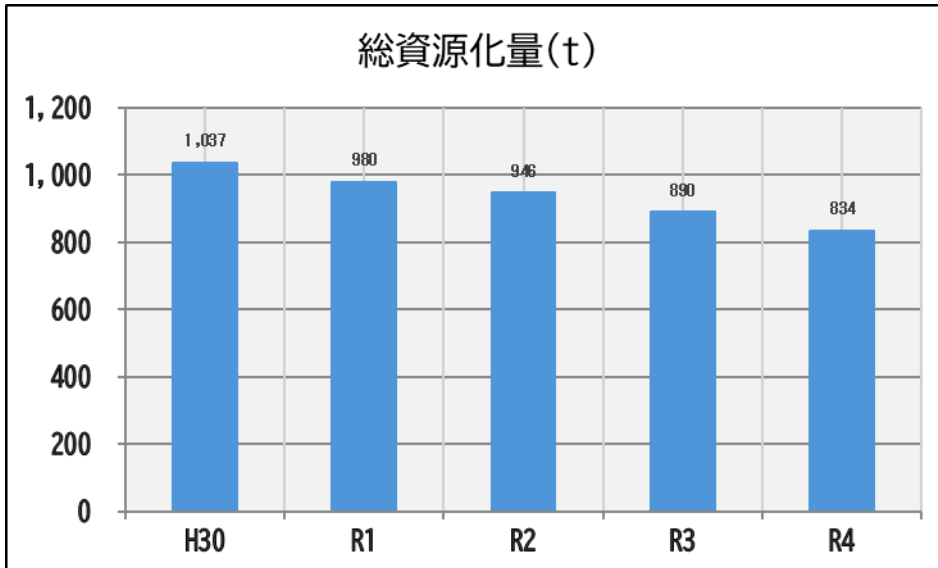


図9 総資源化量

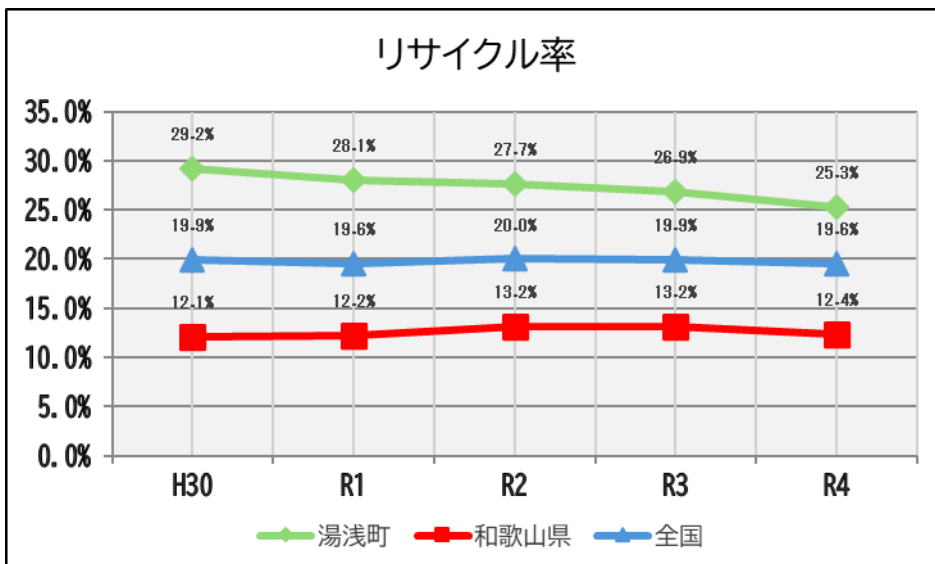


図10 リサイクル率

(4) 現状のごみ処理フロー

ごみ処理フロー

本町における現状のごみ処理フローは、次のとおりです。

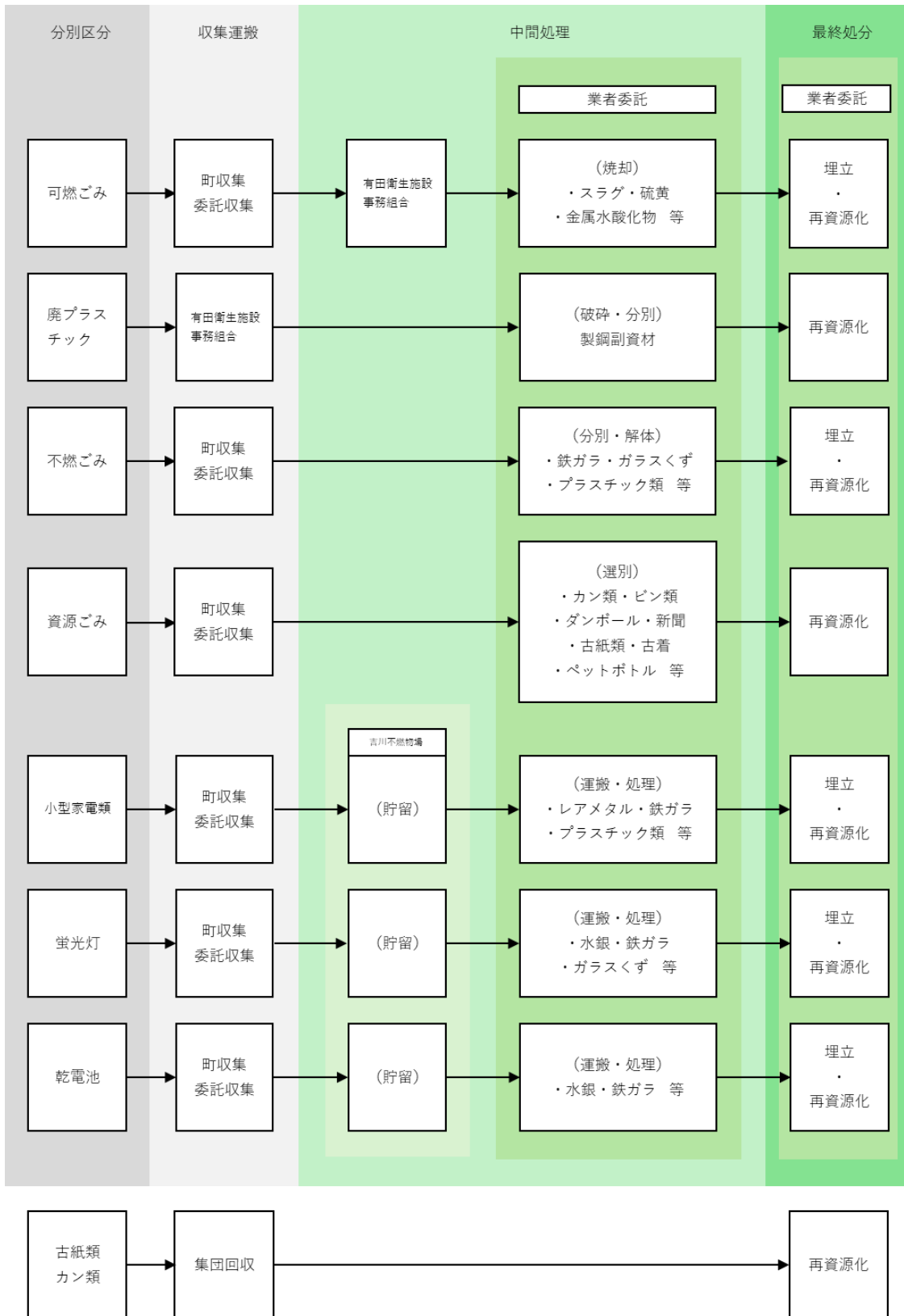


図11 現状のごみ処理フロー

3. 収集・運搬の現状

(1) 収集対象地域

収集対象地域は、町内全域です。

(2) 収集・運搬の現状

本町における収集・運搬の現状は次のとおりです。

表4 収集・運搬の現状

分別区分		収集頻度	収集主体	排出方法	収集方法
もえるごみ		週2回	町収集委託収集	指定袋	戸別回収
プラスチック類		週2回	有田衛生施設事務組合	指定袋	戸別回収
資源ごみ (リサイクルごみ)	ダンボール	毎週月曜日	町収集委託収集	ガムテープやひもでしぼる	戸別回収 集団回収
	本・牛乳パック・雑誌・シュレッダーごみ・チラシ	毎週火曜日	町収集委託収集	透明の袋 (指定なし)	戸別回収 集団回収
	古着	毎週水曜日	町収集委託収集	透明の袋 (指定なし)	戸別回収
	ペットボトル	毎週木曜日	町収集委託収集	透明の袋 (指定なし)	戸別回収
	新聞	毎週金曜日	町収集委託収集	透明の袋 (指定なし)	戸別回収 集団回収
	カン	毎月第1・3・5水曜日	町収集委託収集	青のコンテナに カンのみ入れる	戸別回収 集団回収
もえないごみ		毎月第1・3・5水曜日	町収集委託収集	透明の袋 (指定なし)	戸別回収
乾電池		毎月第1・3・5水曜日	町収集委託収集	電池ボックス又は透明の袋に入れて青のコンテナに	戸別回収
ビン		毎月第2・4水曜日	町収集委託収集	黄色のコンテナに ビンのみ入れる	戸別回収
収集しないごみ	収集できないごみ (有田衛生施設事務組合へ 直接持ち込むことは可能なごみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・机、タンス、イス ※金属、ガラス、泥、石等の異物を除去したもの。一枚の板にしたもの ・事業活動に伴って生じたごみ 事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物以外のもの） 			
	収集できないごみ (有田衛生施設事務組合へ 直接持ち込むこともできないごみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法対象品目（エアコン（室外機含む）・テレビ（液晶・プラズマ式含む）・冷蔵庫・洗濯機・家庭用衣類乾燥機） ・粗大ごみ、建設廃材、適正処理困難物、危険物、レンガ、砂 ・ペットの糞、尿を含んだ砂など ・事業活動に伴って生じたごみ 産業廃棄物（事業活動に伴って生じた燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど政令で決められた20種類の廃棄物） 			

(3) 指定ごみ収集袋の状況

本町における指定ごみ収集袋の種類は次のとおりです。

表5 指定ごみ袋の種類

分別区分	袋の大きさ等	単価	袋の特徴
もえるごみ	15L	12円/枚	半透明 黒文字
	30L	17円/枚	
	45L	20円/枚	
	70L	30円/枚	
プラスチック	15L	12円/枚	透明 青文字
	30L	17円/枚	
	45L	20円/枚	
	70L	30円/枚	

4. ごみ処理施設の概要

本町が使用しているごみ処理施設は次のとおりです。

表6 ごみ燃料化施設の概要

地方公共団体名	有田衛生施設事務組合
施設名称	リユースなぎ
年間処理量	—
焼却対象廃棄物	可燃ごみ、生ごみ（厨芥類）、粗大ごみ
施設の種類	固定燃料化（RDF）
処理能力	30t/日
施設の状況	平成18年5月より休止中

5. 現状の評価

令和3年4月に策定した湯浅町一般廃棄物処理基本計画と令和4年度実績を比較し、評価します。

(1) 現状

総排出量は平成30年度より減少しており、令和3年度計画目標である令和12年度の数値には達していません。平成30年度の総排出量と比較すると7.1%削減しています。

表7 令和3年4月策定計画に対する令和4年度実績

評価指標	一般廃棄物処理基本計画 (令和3年4月策定)			実績 (令和4年度)
	現状 (平成30年度)	計画目標		
		(令和7年度)	(令和12年度)	
総排出量 (t/年)	3,547	3,277 -7.6%	3,109 -12.4%	3,296 -7.1%

(2) 評価

令和3年4月に策定した計画の中間評価を行います。基準年度を平成30年度に設定し、令和4年度を最新の実績として現状をまとめた結果、本町においてごみの排出量は確実に減少しています。目標年度である令和12年度では、基準年度より7.1%の減少を目標としていますが、令和4年度実績と比較すると、十分に達成し得る目標であると考察できます。より多くのごみの減量化を目指すため、目標を見直す必要があります。

6. 課題と目標

ごみ処理の現状をまとめた結果、見えてきた課題とそれに対する目標を、次のように設定します。

(1) ごみ処理における課題

町内でのごみ総排出量が少なくなっているとはいえ、未だ適正処理されていないごみが数多く存在します。不法投棄や、ごみのポイ捨て、分別の守られていないごみの排出等、それらの早期解決を検討し、町内より排出されたごみが、適正処理されることにより、ごみの減量、再資源化が進み、よりよい資源循環型社会の形成を目指すことが今後の課題になると考えられます。

(2) 国と和歌山県の目標

国においても廃棄物処理基本方針にて、令和4年度から令和12年度を目標年度とした目標が表8のとおり設けられています。

また、和歌山県においても、第5次和歌山県廃棄物処理計画にて、令和7年度を目標とし表9のとおり目標が設けられています。

表8 国の減量化目標

一般廃棄物の排出量	令和4年度比で約9%削減
出口側の循環利用率	約26%
最終処分量	令和4年度比で約5%削減
一人一日あたりの平均排出量 (家庭系ごみに限る)	約478g

※廃棄物処理基本方針より

表9 和歌山県の減量化目標

一般廃棄物の排出量	令和4年度比で約2.6%削減
出口側の循環利用率(リサイクル率)	約20%
最終処分量	令和4年度比で約12.8%削減
一人一日あたりの平均排出量 (集団回収及び資源ごみを除く)	約504g

※第5次和歌山県廃棄物処理計画より

(3) 目標の設定

これらのことを踏まえたうえで、令和12年度目標は次のように見直します。

① 本町の目標

本町ではごみの総排出量を令和4年度実績に比べ、約14.9%削減を目指します。リサイクル率は令和4年度実績が全国、和歌山県の実績に比べて非常に高いことから、この水準を維持することを目標に、令和12年度では約26%を目指します。また、1人1日あたりの平均排出量は約790gを目標にします。

表10 数値目標

排出量	令和4年度比で約14.9%削減
リサイクル率	約26%
一人一日あたりの平均排出量 (事業系も含む)	約790g

第2章 ごみ処理基本計画

1. 基本方針

一般廃棄物処理の基本理念に基づき、ごみ処理基本計画における基本方針は、次のように定めます。

① 減量・再資源化の促進

a. 家庭や地域で行われているごみの減量・再資源化活動の促進

住民一人一人が日常生活の中で自然にごみの減量・再資源化を心掛けるように意識啓発を図ります。また、集団回収、生ごみの堆肥化等、住民の自主的なリサイクル活動を支援し、促進を図ると共にトレイの店頭回収、過剰包装の抑制等も事業者と協議します。

b. 事業所でのごみ減量・再資源化の指導・支援

多量排出業者に対してごみの減量・再資源化の指導を強化します。

また、中小事業者に対しては、ごみの分別の徹底指導、地域の集団回収への参加斡旋、資源回収業者の紹介等を行います。

c. 減量・再資源化を進めるごみ処理・収集体制づくり

住民にとって利便性を高められるように、円滑なごみ収集や受入体制づくりに努め、ごみ処理の有料化についても検討します。

d. 再生品利用の促進

資源の循環がスムーズに行われるために再生品利用の拡大を図ります。

② 広域的な取組の推進

中間処理は、近隣広域組合の動向をうかがいながら現状は、民間を主軸に処理委託します。

③ 適正処理困難物対策の推進

家電リサイクル品の適正処理を徹底します。

廃タイヤ、スプリング入りマットレス等適正処理困難物は、粗大ごみ搬入日を設けて、適正に処理できる業者を紹介します。

2. 基本的事項

(1) 住民・事業者・行政の役割

ごみ排出抑制のための方策として、環境省より平成28年9月策定のごみ処理基本計画策定指針に以下のことが記されています。

①住民の役割

住民は、商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品及び再生品の選択に努め、特に食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロスの削減に資する購入行動に努めます。商品の使用に当たっては、エネルギー消費効率等にも配慮しつつ故障時の修理の励行等によりなるべく長時間使用することや、食品の食べ切り使い切り、生ごみの水切りに努め、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、外食における適量な注文、食べ残しの削減等により事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力します。

a. 住民団体等を通じた集団回収の促進等

古新聞、古雑誌、空き缶、空きビン、ペットボトルについては、回収業者へ出したり、資源ごみとして出すように努めるほか、リユースビンについては、販売店に返却等により、資源としての再利用に努めます。

また、住民団体による古新聞等の集団回収や衣類、家庭用品等の不用品交換は、ごみ減量の観点から有効ではあるばかりでなく、地域コミュニティの育成にも役立つものであることから、積極的に活用します。

さらに、フリーマーケットやガレージセールの場合、リユース業者との連携、町や民間団体が提供する不用品交換情報等を活用して、家庭の不用品を売却したり、交換することもごみ減量に効果的であると考えます。

b. 容器包装廃棄物の排出抑制

商品の購入に当たっては、自ら買い物袋やマイバッグ等を持参し、また、簡易包装化されている商品、詰め替え可能な商品及び繰り返し使用可能な容器（リユース容器）を用いる商品等を選択すること等によって、できる限り容器包装廃棄物の排出抑制に取り組みます。

c. リユースビンを始めとする環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制

トイレットペーパー等に再生品を使用し、リユースビン等のリユース容器を選択し適正に返却するように努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制します。また、可能な限り、ものを無駄に浪費しない生活スタイルを心掛け、環境への負担の少ないグリーン製品・サービスを選択します。

②事業者の役割

a. 発生源における排出抑制

事業者は原材料の選択や製造工程を工夫する、輸送工程を工夫する、取引慣行を改善する、不要となった物品を有価物として他社に譲渡して有効活用する等により、製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出されるごみの排出抑制に努めます。

b. 過剰包装の抑制

事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等がごみとなった場合に排出抑制、分別排出、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、消費実態に合わせた容器包装の簡易化、容器包装の減量・簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品、適正な処理が困難とならない商品及び廃棄物を原料とした商品等の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、必要な情報の提供に努めます。

c. 流通容器包装廃棄物の排出抑制、リユース容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制

容器包装の利用、製造等に当たっては、量り売り等の推進により容器包装廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、容器包装の企画化や材料、構造方面における工夫を行い、リユース容器を用いること等により容器包装の減量に積極的に努める必要がある。具体的には、容器包装のリサイクルに伴うコストを正確に認識し、薄肉化、簡易包装化、空間容積率の縮小、リユースビンの採用と回収の確保、詰め替え可能な商品の製造、必要に応じ洗剤等について内容物自体の濃縮化等により、容器包装の役割を損なわない範囲で、最も効率的な容器包装とするよう努める必要があります。

d. 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

トイレットペーパー等に再生品を使用するように努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制します。また、可能な限り、ものを無駄に費消しない生活スタイルを心がけ、環境への負担の少ないグリーン製品・サービスを選択します。

e. 食品廃棄物の排出抑制

一般廃棄物となる食品廃棄物を排出する食品小売業においては、消費期限前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商慣行を見直し、売れ残りを減らす工夫や、消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫するものとします。

外食産業においては、メニュー、盛り付けの工夫や食べ残しの削減に積極的に取り組むものとします。

あわせて、食品小売業や外食産業においては、このような自らの取組を適切に情報提供すること等により、消費者の理解の促進に努める必要があります。

③行政の役割

行政は、その区域内における一般廃棄物の排出状況を適正に把握したうえで、その排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより、住民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を確保するものとします。

a. ごみ処理有料化の実施

行政は、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るものとします。

この他、ごみの排出抑制や再生利用の推進を図るため、一般廃棄物処理の有料化と併せて、分別収集区分の見直しや資源ごみの集団回収への助成、排出抑制や再生利用に取り組む小売店等の支援、再使用の促進などを実施することも有効だと考えられます。

b. 環境教育、普及啓発の充実

行政は住民、事業者に対してごみの減量・再資源化、さらにはごみの適切な分別に関する適切な啓発や情報提供を行います。

ごみの減量に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場において副読本の活用やごみ処理施設の見学などを通じた環境教育に積極的に取り組みます。

c. 多量の一般廃棄物排出業者に対する減量化指導の徹底

事業系ごみの処理について処理費用を勘案した手数料を徴収することにより適切な経済的インセンティブを与えるとともに、ごみ処理基本計画に事業系ごみの減量対策を明確に位置付け、事業者に対する減量化計画の策定指針を徹底するなど計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講じます。

この際、例えば食品リサイクル法の下で定められている食品関連事業者に対する再生利用等実施率の目標値、各種リサイクル法に基づき事業者に求められる取組についても勘案します。

d. 容器包装廃棄物の排出抑制

廃棄物減量等推進審議会等の場を利用して、消費者、販売事業者、行政の連携・協働による地域レベルでのレジ袋の撤廃、過剰包装の抑制、リユースビンの利用促進に向けた方策について検討するとともに、消費者、販売事業者との対話や普及啓発活動の促進等により容器包装廃棄物の排出抑制に努めます。

e. リユースビン等のリユース容器の利用促進

地域においてリユースビンの利用・返却・再利用の促進が図られるよう、関係者間の連携構築と普及啓発に努めます。また、その他のリユース容器についても、利用促進のため事業者や住民への呼びかけに努めます。

f. 食品ロス・食品廃棄物の排出抑制

食品廃棄物の排出抑制については、とりわけ本来食べられるにも関わらず捨てられている食品、いわゆる食品ロスについては、その削減に向けて、各町において、家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査の実施に努めるとともに、食品ロス排出削減のため事業者や住民への呼びかけに努めます。

g. 環境物品等の使用促進

行政自らも事業者としてグリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。

(2) 基本施策

ごみ処理基本計画に関する基本的な施策は、次のとおりとします。

①住民・事業者の自主的な取組の促進

地域の住民・事業者のごみ減量・再資源化に向けての自主的な取組の促進を図ります。そのため啓発活動を行うほか、様々な支援を行います。

また、製造・流通・販売業者に対しては、消費者から不要となった製品の引取システムづくり等を行うことを働きかけます。

②システム、体制づくり

資源循環型社会の形成に向けて、新たな分別収集区分、中間処理システムの整備、ごみの排出抑制のための条例整備の検討等を行います。

③事業者に対するごみ処理の有料化

事業者が排出する一般廃棄物については、有田衛生施設事務組合への搬入を許可していますが、引き続き1kg20円(10kg以上)で処理することとし、事業者へのごみの削減、分別の徹底を周知します。

(3) ごみ総排出量の推移

① 1人1日あたりの平均排出量(令和4年度実績)に人口推計の値を乗じて、算出した結果が次の図のようになります。

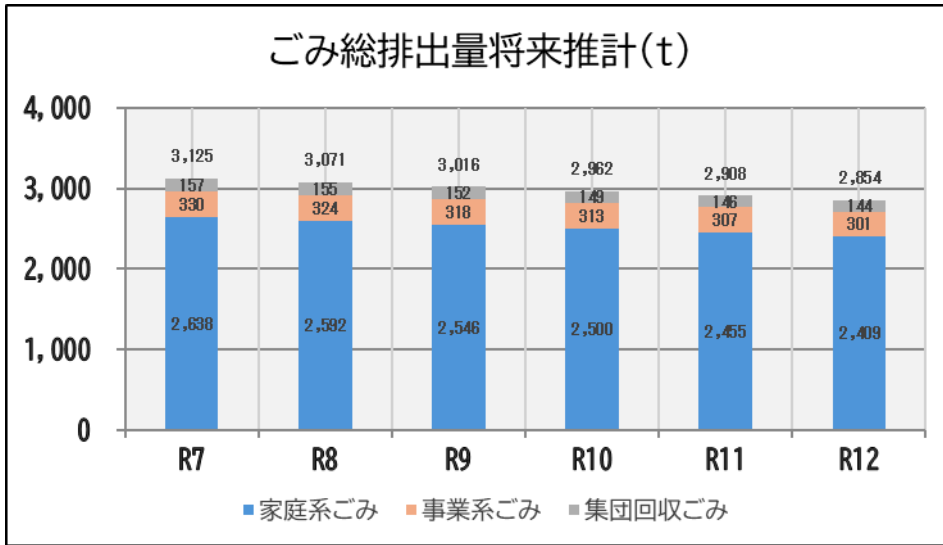


図12 ごみ総排出量将来推計

② 定めた目標に基づく各ごみ総排出量将来推計が次の図のようになります。

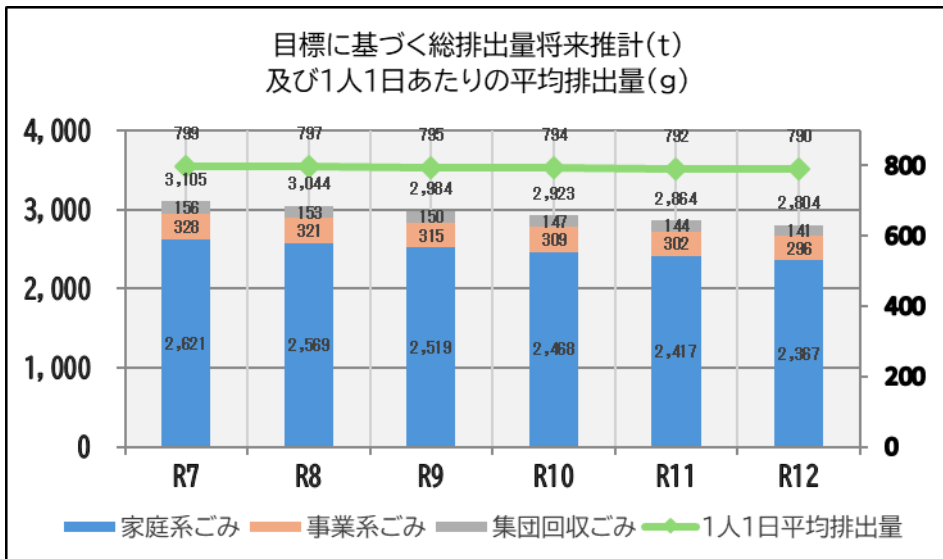


図13 目標に基づくごみ総排出量将来推計

③定めた目標に基づく総資源化量将来推計が次の図のようになります。

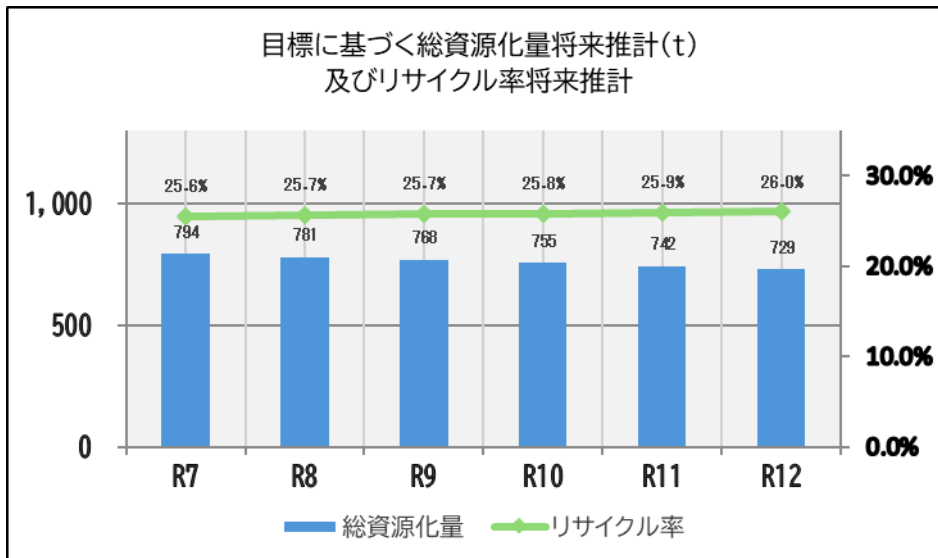


図1 4 目標に基づく総資源化量将来推計及びリサイクル率将来推計

3. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬の目標

ごみの排出方法の徹底による効率的な分別収集を実施するとともに、リサイクルや中間処理に適した合理的な収集・運搬体制を確立していきます。

また、低公害な収集・運搬車両への切り替えを検討します。

(2) 収集区域の範囲

本町の行政区域全域を計画収集区域とします。

(3) 収集・運搬の方法

①ごみの排出方法

排出方法は、住民がごみを分けやすくするだけでなく、衛生的かつ迅速に収集・運搬し、安全かつ効率的に処理及びリサイクルを行うためにも重要であることから、排出方法の周知徹底を図っていきます。

②収集方式及び収集頻度

現在、収集方法及び収集頻度は各町によって異なっているが、合理的に統一するよう検討していきます。

③収集・運搬体制等

最適な配車計画や業務管理のシステム化を進めることにより、収集・運搬体制の効率化を図っていくものとします。また、高齢化社会に対応したサービスの提供についても検討します。

④収集・運搬車両等

収集・運搬車両については、低公害車への転換を検討します。

4. 中間処理計画

(1) 中間処理の目標

収集区域から排出されたごみについては、中間処理の工程において、極力減量・再資源化することにより環境への負担を軽減するとともに、ダイオキシン類対策等の環境保全に十分配慮した処理を行うこととします。

(2) 再生利用計画

町施策

①家庭・地域で行われているごみ減量・再資源化活動の促進

○ごみ減量・再資源化に関する意識啓発

住民のごみに対する意識を高めるため、イベント、広報活動等により広く啓発を図ります。また、具体的には、環境問題、各町でのごみ処理やリサイクルの状況、ごみの分別リスト、適正処理困難物の引取業者、リサイクル推進店等、生活に役立つ情報をホームページなどに掲載し、啓発を進めます。

○生ごみの堆肥化の推進

生ごみ処理機・容器購入補助制度を継続して実施します。

○リサイクル推進店の設置

簡易包装の奨励や、トレイ等の店頭回収を促進します。

②事業所でのごみ減量・再資源化の指導・支援

○大量排出業者に対してごみ減量・再資源化の指導

大量排出業者に対してごみ減量・再資源化に積極的に取り組むよう指導します。

○中小事業者に対してごみ減量・再資源化の指導

定期的にごみ収集時に町収集員がステーションでのごみ分別徹底の指導を行います。

○公共施設でのリサイクル推進

住民、事業者への指導的立場にあることを認識し、率先してごみ減量・再資源化に取り組みます。

③再生品利用の促進

資源循環を拡大するには、再生紙を始め、再生品の利用を促進します。

5. 最終処分計画

(1) 最終処分の目標

ごみの排出抑制・再資源化及び中間処理におけるごみの減量により、最終処分量を削減します。

(2) 最終処分について

現在は、可燃ごみ処理の委託業者が、中間処理の過程で発生した焼却飛灰等を、所有している最終処分場で埋立処分しています。

今後、別の処理業者に業務を委託することになったときに、その業者が最終処分場を所有していない場合や、圏域内において、ごみ処理施設を建設した場合に、中間処理の過程で発生した焼却飛灰等は、可能な限り大阪湾広域臨海環境整備センターに埋立処分を委託することを検討します。

第3章 その他

1. 適正処理困難物

(1) 適正処理困難物

本町における適正処理困難物は以下のとおりとします。

表 1 1 適正処理困難物

生活環境に悪影響のあるもの	P C B、アスベスト（石綿）を含むもの
爆発、火災、 その他の危険性があるもの	ガスボンベ、ガソリン、灯油、シンナー、廃油、 消火器、火薬、ペンキ、バッテリー等
毒性があるもの	農薬、劇薬、薬品類、 強酸性又は強アルカリ性の液状のもの
家電リサイクル法によるもの	エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機
悪臭を放つもの	ペットの糞、尿を含んだ砂等
粗大ごみ・その他	タイヤ、ホットカーペット、スプリング入りマットレス、自 転車、バイク、畳、じゅうたん、カーペット等

処理方法

- ・粗大ごみ集団回収日を設けて適正に処理できる業者を斡旋します。
- ・本人より購入先または買い換えをする業者に相談するか、専門の処理業者にて処理を依頼してもらいます。
- ・P C Bについては、高濃度P C B廃棄物は処分期間が終了、低濃度P C B廃棄物については令和9年3月31日までに無害化処理認定施設または和歌山県知事の許可施設で処理を行うよう指導します。
- ・処理方法が不明なものについては、環境係に問合せしてもらいます。

(2) 医療系廃棄物

特に感染性医療廃棄物は、「特別管理一般廃棄物」に指定されており、医療機関自ら適正な処理・処分を行うように指導していきます。

また、在宅医療廃棄物の中には、注射針等の鋭利なものや、血液が付着して感染症のおそれが含まれているため、医療機関等において適正に処理するように指導していきます。

2. 災害廃棄物

自然災害等により発生した災害廃棄物については、災害廃棄物処理計画（令和2年2月策定）に従い、周辺地域や、協定を活かして適正に処理を行います。

3. 不法投棄防止対策

不法投棄については、引き続き広報等による啓発活動や、分別区分の徹底、監視カメラの設置を行い、職員によるパトロール等を強化します。町内での清掃活動をより活発にし、住民、事業者、行政が一体となり美化意識を高めることによって、不法投棄撲滅を目指します。

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水の現状と課題

1. 生活排水問題について

「第1編 基本的事項」でも取り上げたように、世界的な環境問題への取り組みとして、SDGs が注目されており、達成すべき17の目標のなかでも、「6. 安全な水とトイレを世界中に」「11. 住み続けられるまちづくりを」「12. つくる責任つかう責任」「14. 海の豊かさを守ろう」などは生活排水処理に関連しています。

例えば、家庭内において食器を洗剤で洗い流しますが、その水（生活雑排水）は、合併処理浄化槽や、農業集落排水施設に接続していれば適正に処理されます。しかし、その家庭が、単独処理浄化槽や汲取便槽の場合、河川や海へそのまま放流されてしまいます。未処理水が放流されることで水質が悪化し、河川や海の環境を破壊します。本町の住民が、食器を洗う、お風呂に入るなどの生活雑排水を使用する責任を果たせるように、合併処理浄化槽導入の補助や、農業集落排水施設への接続を促すことが、行政の役割だと言えます。また、住民も行政に任せるだけでなく、適正に生活排水処理を続けられるように、すでに合併処理浄化槽を設置している家庭は、清掃や保守点検を行わなければなりません。

他にも、生活排水処理率でみると、和歌山県の生活排水処理率は、全国の平均値より大きく下回っており、その中で本町は50%未満で、生活雑排水の半数以上が、未処理で河川や海へ放流されています。伝統あるシロウオ漁を存続させることや、船曳網漁の漁獲量を維持、向上するためにも、河川や海の水質を守り、生活排水処理率を上げることが本町の課題であり、生活排水処理率を上げるための施策を行うことや、今ある処理施設が安定して稼働することが、住み続けられるまちづくりに繋がると考えます。

一方で、本町で発生する合併処理浄化槽や単独処理浄化槽等の浄化槽汚泥及び汲取便槽の生し尿の全量は、有田衛生施設事務組合が運営するし尿処理施設に搬入され、汚泥肥料「なぎコンポ」として再資源化されます。なぎコンポを、本町内外の一般家庭の方や、農家の方に使用してもらうことで、資源循環を行っています。また、処理水については、水質汚濁防止法に基づき、水質を検査したうえで、湯浅湾に放流しています。

本計画は、本町における生活排水処理の現状を整理し、課題と目標に向けた取り組みをまとめるものです。



2. 生活排水処理の現状

(1) 本町の処理方法について

本町では図14のように生活排水が処理されています。町内で発生する生活排水は、汲取便槽、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、農業集落排水施設で処理され、それぞれ発生するし尿及び汚泥の処理は有田衛生施設事務組合で行っています。

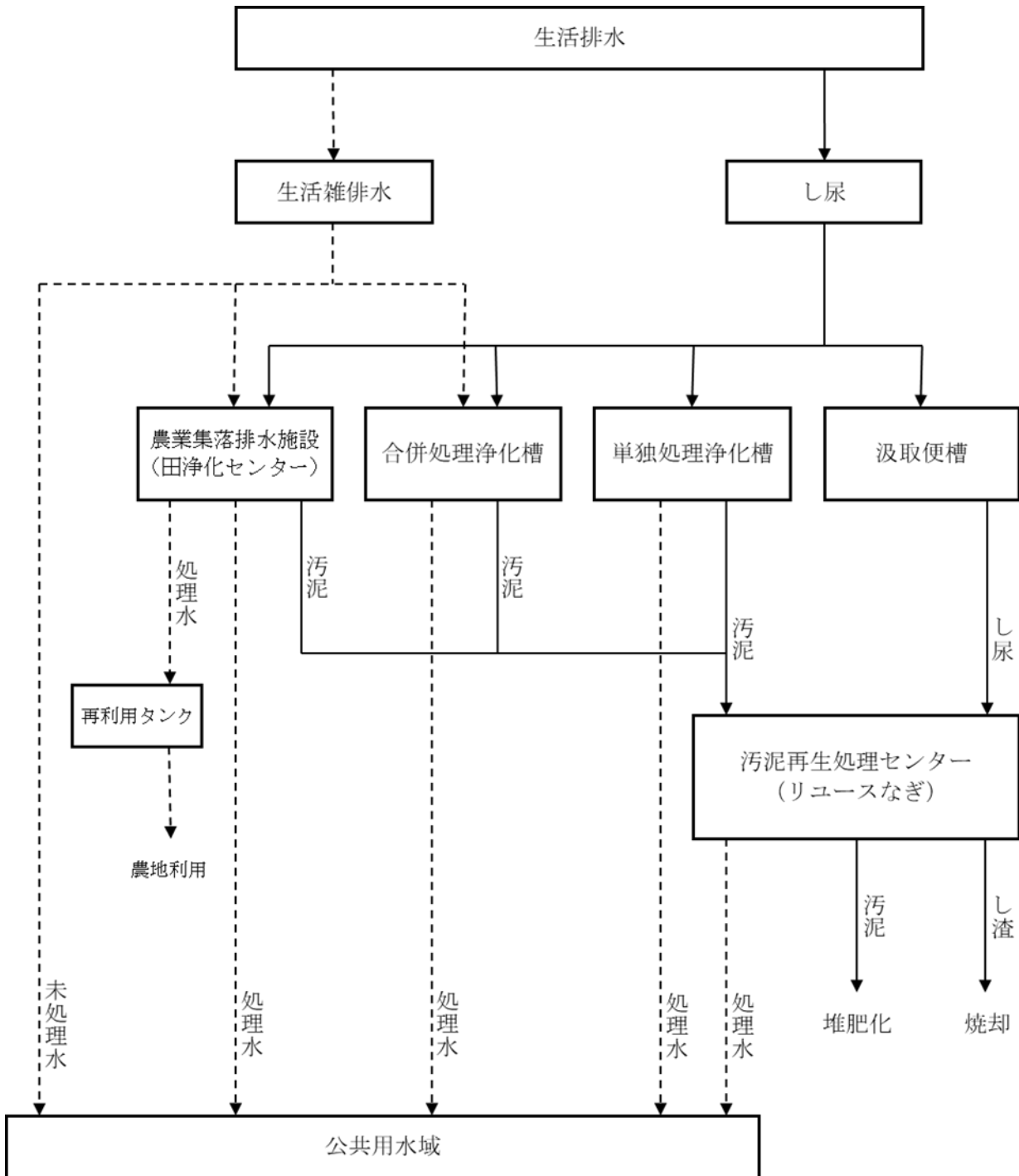


図15 生活排水処理フロー

(2) 処理形態別人口の推移について

生活排水処理人口データについては、「和歌山県の一般廃棄物（平成30年度～令和4年度）」を参考にしています。

本町の生活排水処理人口について、非水洗化人口及び単独処理浄化槽を使用している人口は減少傾向にあり、合併処理浄化槽人口は増加しています。生活排水処理率は増加しており、令和4年度実績が30.7%となっています。

表12 生活排水処理人口の推移

年度		H30	R1	R2	R3	R4
生活排水処理形態別人口	1. 計画処理区域内人口 (人)	12,131	11,923	11,688	11,456	11,235
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口 (人)	3,192	3,263	3,311	3,379	3,454
	(1) コミュニティプラント人口 (人)	0	0	0	0	0
	(2) 合併処理浄化槽人口 (人)	2,738	2,824	2,876	2,939	3,015
	(3) 下水道人口 (人)	0	0	0	0	0
	(4) 農業集落排水施設人口 (人)	454	439	435	440	439
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (人) (単独処理浄化槽人口)	7,054	7,046	6,926	6,817	6,707
	4. 非水洗化人口 (人)	1,885	1,614	1,451	1,260	1,074
	(1) し尿収集人口 (人)	1,885	1,614	1,451	1,260	1,074
	(2) 自家処理人口 (人)	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口 (人)	0	0	0	0	0	

※水道事務所調べ

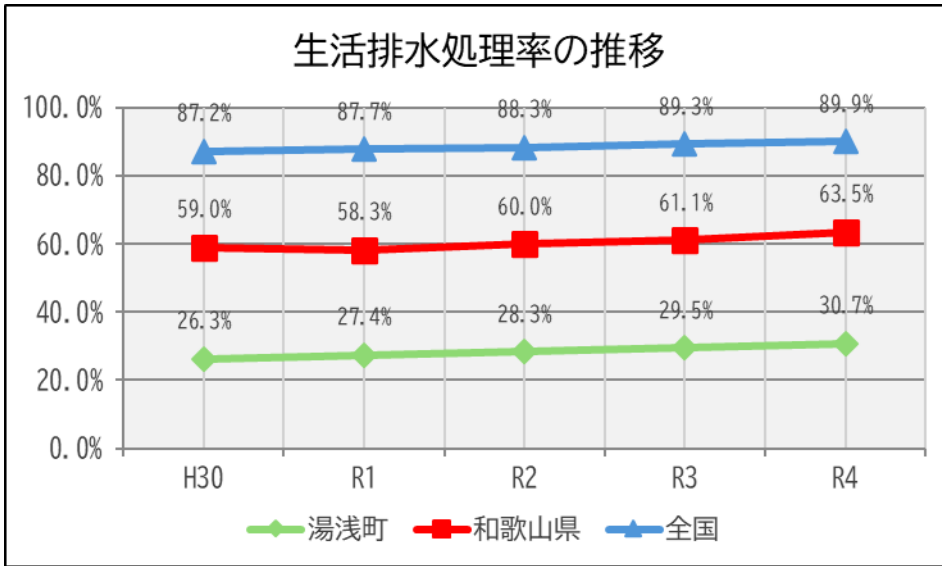


図16 生活排水処理率の推移

※生活排水処理率は環境省が公表している「一般廃棄物処理事業実態調査結果」を使用し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について（衛環第200号平成2年10月8日）」に基づき、計算しています。ただし、全国や和歌山県における「その他浄化槽人口」は水洗化・生活雑排水処理人口に含んでいません。

(3) 処理実績について

処理実績については「有田衛生施設事務組合搬入データ実績（平成30年度～令和4年度）」を使用しています。また、生し尿は、汲取便槽の搬入量、浄化槽汚泥は、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽、農業集落排水施設の合計値となっています。

本町の処理実績について、生し尿の処理実績は減少傾向で、浄化槽汚泥の処理実績は増加傾向にあります。浄化槽汚泥の内訳として処理種別割合を見ると、単独処理浄化槽や農集汚泥は、ほぼ横ばいとなっており、汲取便槽は非水洗化人口の減少に伴って処理量も減少しています。対して合併処理浄化槽は処理人口の増加に伴って処理量も増加しています。

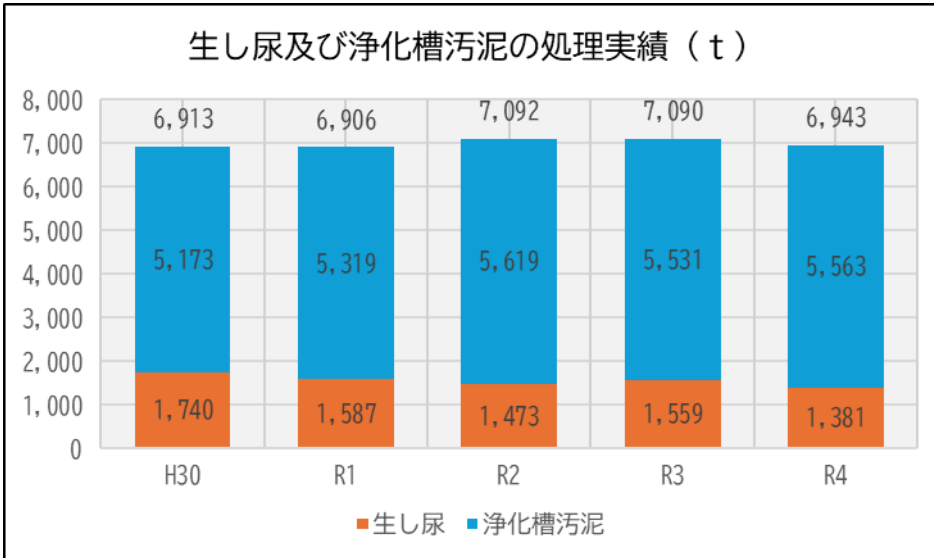


図 1 7 生し尿及び浄化槽汚泥の処理実績

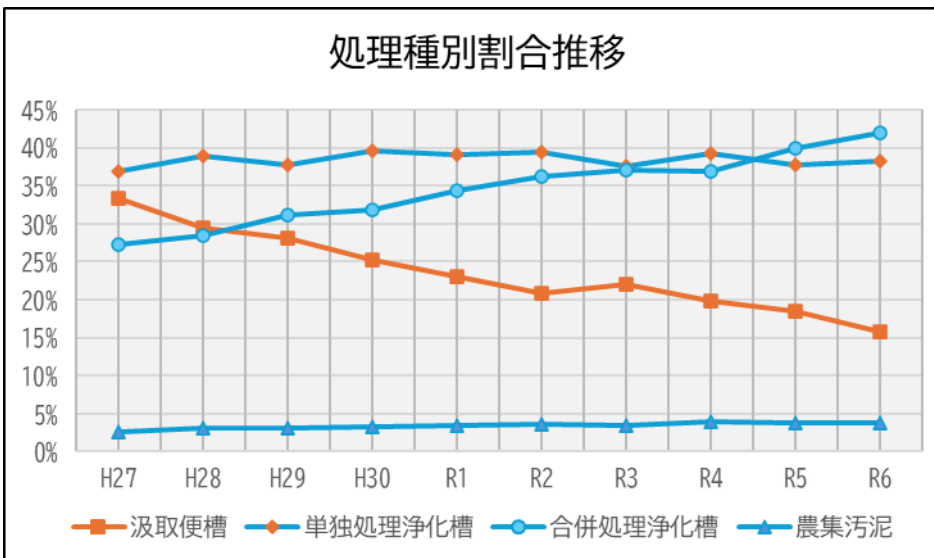


図 1 8 処理種別割合推移

(4) 処理主体について

処理主体については、生活排水は住民並びに本町が主体となり、生し尿や浄化槽汚泥は収集・運搬を民間業者が行い、処理については本町で排出される全量を有田衛生施設事務組合が行います。

表13 処理主体

生活排水		住民並びに湯浅町
生し尿	収集・運搬	民間
浄化槽汚泥	処理	有田衛生施設事務組合

(5) 処理施設について

本町で排出される生し尿及び浄化槽汚泥については、全量を有田衛生施設事務組合が管理するし尿処理施設で処理しています。また、田地区において農業集落排水施設を設置し、生活排水を処理しています。

施設の概要

表14 し尿処理施設の概要

地方公共団体名	有田衛生施設事務組合
施設名称	汚泥再生処理センター（リユースなぎ）
処理方式	水処理方式：膜分離高負荷生物脱窒素処理方式
	資源化方式：堆肥（コンポスト）化方式
処理能力	し 尿 21kℓ/日
	浄化槽汚泥 17kℓ/日

表 1 5 農業集落排水施設の概要

施設名	田浄化センター		
処理方法	鉄溶液注入連続流入ばっ気方式		
計画人口	1,320人		
日平均汚水量	356m ³ /日		
時間最大汚水量	42.9m ³ /時		
計画水質		〈流入水〉	〈処理水〉
	【BOD】	200mg/ℓ	20mg/ℓ
	【S S】	200mg/ℓ	50mg/ℓ
	【COD】	100mg/ℓ	40mg/ℓ
	【T-N】	43mg/ℓ	15mg/ℓ
	【T-P】	5mg/ℓ	3mg/ℓ

3. 生活排水処理の課題と目標

生活排水処理の現状をまとめた結果、見えてきた課題とそれに対する目標を次のように設定します。

(1) 生活排水処理における課題

本町における生活排水処理率は、年々増加しておりますが、令和4年度実績では、30.7%となっており、全国平均や和歌山県平均と比較すると、低いことが分かります。原因としては、汲取便槽の使用人口が減少し、合併処理浄化槽人口は増加していますが、まだ単独処理浄化槽を使用している人口が多いことが考えられます。また、生活排水処理施設として農業集落排水施設がありますが、いずれも計画目標人口には達しておらず、接続人口はわずかに減少傾向に有ります。より多くの生活排水を適正に処理するために、各家庭の合併処理浄化槽の使用や、生活排水処理施設への接続を促す必要があります。

(2) 生活排水処理における目標の設定

これらのことを踏まえたうえで、令和12年度の目標を次のように設定します。

①目標

本町の生活排水処理率は令和4年度実績で30.7%でしたが、目標年度である令和12年度では46.0%を目指します。生活排水処理人口については表～表のとおりです。

表16 生活排水処理率目標

	現在 (令和4年度)	目標年度 (令和12年度)
生活排水処理率	30.7%	46.0%

表17 生活排水処理目標人口

	現在 (令和4年度)	目標年度 (令和12年度)
行政人口	11,313人	9,724人
水洗化・生活雑排水処理人口	3,454人	4,473人

表1-8 生活排水処理目標人口処理形態別内訳

		年度	R4	目標年度 (R12年度)
生活排水処理形態別人口	1. 計画処理区域内人口	(人)	11,235	9,724
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	3,454	4,473
	(1) コミュニティプラント人口	(人)	0	0
	(2) 合併処理浄化槽人口	(人)	3,015	3,905
	(3) 下水道人口	(人)	0	0
	(4) 農業集落排水施設人口	(人)	439	568
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人)	6,707	4,526
	4. 非水洗化人口	(人)	1,074	725
	(1) し尿収集人口	(人)	1,074	725
	(2) 自家処理人口	(人)	0	0
5. 計画処理区域外人口	(人)	0	0	

第2章 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

現在の本町の生活排水処理について、汲取便槽利用人口は年間で203人以上減少していますが、単独処理浄化槽利用人口は86人未満の減少となっています。合併処理浄化槽利用人口は年間で69人以上増加していますが、農業集落排水施設の利用人口は、伸び悩んでいます。未処理のままの生活雑排水が、未だ多く河川や海に放流されています。利用人口をみると本町の生活排水処理の主体は合併処理浄化槽と分かりますが、引き続き合併処理浄化槽の普及を進め、かつ、農業集落排水施設をより多くの人々に利用してもらう必要があります。また、生活排水処理率をみると、全国平均や和歌山県平均と比較して低いことが分かります。生活排水処理率を高め、本町の水質保全に努めます。よって基本方針は「生活排水処理率の向上」とします。

2. 基本的事項

(1) 住民・事業者・行政の役割

①住民の役割

水は貴重な資源であることを念頭におき、水の無駄遣いを減らします。
浄化槽の清掃等、適正な管理に努めます。

②事業者の役割

事業活動に伴う排水の自己処理に努めます。

③行政の役割

住民・事業者への啓発に努め、水の有効利用を促進します。
生活排水処理率の向上を目指し、そのための施策を講じます。

(2) 基本施策

農業集落排水処理施設への接続及び合併処理浄化槽設置補助金を交付することにより、生活排水処理率の向上に努めます。

3. 事業計画

生活排水は、一部町内で農業集落排水施設が供用開始しているものの、今後大幅に集合処理区域が整備されにくく、合併処理浄化槽の整備を主事業として、その適正処理に努めます。

①合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、比較的住戸間の離れた農村部を中心に普及を図り、また、現在（令和4年度実績）の普及率は、26.8%となっています。目標年度（令和12年度）には40.2%を目指します。

②農業集落排水施設

田地区において田地区農業集落排水事業が平成17年度に完成し、供用を開始しています。田地区農業集落排水事業の計画処理人口は1,320人ですが、現在（令和4年度実績）の普及率は、439人が利用しており、33.3%となっています。目標年度（令和12年度）では普及率43.0%を目指します。

4. し尿処理基本計画

（1）町収集・運搬計画

①計画収集区域

特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業計画区域を除く、全域とします。

②収集・運搬の方法

し尿及び浄化槽汚泥は、各町において委託収集するものとします。